

京丹後市丹後半島森林公園条例(平成16年京丹後市条例第185号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市丹後半島森林公園条例			京丹後市丹後半島森林公園条例		
平成16年4月1日 条例第185号			平成16年4月1日 条例第185号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置
1	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中2562番地			
2	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中329番地の1	1	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中10329番地の1
3	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1	2	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中10328番地の1
別表第2(第9条、第16条関係)			別表第2(第9条、第16条関係)		
1 京丹後市丹後半島森林公園使用料					
(1) オートキャンプ場					
	単位	使用料(円)			
1区画(宿泊利用)	11:00～翌日10:00	4,000			
1区画(デイ利用)	9:00～17:00	2,000			
(2) バンガロー					
	単位	使用料(円) (11:00～翌日10:00)			
1棟・1日		10,000			
(3) テニスコート(全天候型ゴムチップコート)					
	単位	使用料(円) (8:30～17:00)			
1時間以内		1,500			
1時間(1時間を超える場合)		500			

現行	改正案																																		
<u>2</u> 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料 (1) 宿泊施設 <table><tr><th>利用者</th><th>単位</th><th>使用料(円) (15：00～翌日10：00)</th></tr><tr><td>3歳以上</td><td>1人・1泊</td><td>6,000</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>1人・1泊</td><td>1,000</td></tr></table> (2) 会議室 <table><tr><th>利用施設</th><th>単位</th><th>使用料(円) (9：00～17：00)</th></tr><tr><td rowspan="2">各室会議等一時利用</td><td>4時間以内</td><td>1,000</td></tr><tr><td>1時間(4時間を超える場合)</td><td>250</td></tr></table> 備考 1 <u>京丹後市丹後半島森林公園テニスコート及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u> 2 <u>京丹後市丹後半島森林公園テニスコート及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> 3 (略)	利用者	単位	使用料(円) (15：00～翌日10：00)	3歳以上	1人・1泊	6,000	3歳未満	1人・1泊	1,000	利用施設	単位	使用料(円) (9：00～17：00)	各室会議等一時利用	4時間以内	1,000	1時間(4時間を超える場合)	250	<u>1</u> 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料 (1) 宿泊施設 <table><tr><th>利用者</th><th>単位</th><th>使用料(円) (15：00～翌日10：00)</th></tr><tr><td>3歳以上</td><td>1人・1泊</td><td>6,000</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>1人・1泊</td><td>1,000</td></tr></table> (2) 会議室 <table><tr><th>利用施設</th><th>単位</th><th>使用料(円) (9：00～17：00)</th></tr><tr><td rowspan="2">各室会議等一時利用</td><td>4時間以内</td><td>1,000</td></tr><tr><td>1時間(4時間を超える場合)</td><td>250</td></tr></table> 備考 1 <u>京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u> 2 <u>京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> 3 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>	利用者	単位	使用料(円) (15：00～翌日10：00)	3歳以上	1人・1泊	6,000	3歳未満	1人・1泊	1,000	利用施設	単位	使用料(円) (9：00～17：00)	各室会議等一時利用	4時間以内	1,000	1時間(4時間を超える場合)	250
利用者	単位	使用料(円) (15：00～翌日10：00)																																	
3歳以上	1人・1泊	6,000																																	
3歳未満	1人・1泊	1,000																																	
利用施設	単位	使用料(円) (9：00～17：00)																																	
各室会議等一時利用	4時間以内	1,000																																	
	1時間(4時間を超える場合)	250																																	
利用者	単位	使用料(円) (15：00～翌日10：00)																																	
3歳以上	1人・1泊	6,000																																	
3歳未満	1人・1泊	1,000																																	
利用施設	単位	使用料(円) (9：00～17：00)																																	
各室会議等一時利用	4時間以内	1,000																																	
	1時間(4時間を超える場合)	250																																	